

報告書、記録等の判断基準について(基本方針)

当社保有の工事報告書、検査成績書、工事施工会社保有の工事報告書、工事記録等について、調査過程における判断基準を以下に示す。

なお、本基本方針に示していない技術的な判断を行う事が必要な場合は、別途判断記録を残す。

不具合等の記載の有無の確認

報告書の特記事項、懸案事項が記載されていないかどうか、検査結果に「不良」と記載されていないかどうか確認し、問題の有無をチェックする。なお、要望事項については除く。

記載内容の妥当性確認

書類間(工事記録と工事報告書間、検査成績書と工事報告書間)に矛盾、重要な情報の削除が無いかどうか確認を行う。

技術基準適合維持義務違反の有無の確認。

以下のような観点から、技術基準適合性を判断し、違反の有無を調査する。

a. 基本的な考え方

適用法令としては、電気事業法第 39 条に規定している事業用電気工作物に対する維持基準であり、ここで定められている技術基準への適合性維持がなされているか否かを調査する。

b. 具体的な判断基準

適用する具体的な技術基準は以下の通り。

- 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(省令第 62 号)
- 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(省令第 51 号)
- 電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令(省令第 123 号)

これらの基準に適合しないものをそのまま使用したかどうか、判断を行う。

報告義務違反の有無の確認。

a. 原子炉等規制法関連

以下のような観点から、報告義務適合性を判断し、違反の有無を調査する。

(1) 基本的な考え方

適用法令としては、原子炉等規制法第 67 条に基づく実用炉則第 24 条であり、ここに掲げている報告徴収範囲が否かを調査する。

(2) 具体的な判断基準

適用する具体的な報告義務基準は、実用炉則第 24 条 第 2 項 第 3 号「原子炉の運転停止中において原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき」であり、「原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障」とは、当該故障を放置して原子炉の運転を再開した場合、原子炉の運転が停止するか、又は停止する必要が生じるおそれのある故障をいう。

ただし、経年劣化による取替予定のもの、又は予防保全として修理するものは除く。

b. 電気事業法関連

以下のような観点から、報告義務適合性を判断し、違反の有無を調査する。

(1) 基本的な考え方

適用法令としては、電気事業法第 106 条、及び電気関係報告規則第 3 条であり、ここに掲げている報告徴収範囲か否かを調査する。

(2) 具体的な判断基準

適用する具体的な報告義務基準は、電気関係報告規則第 3 条の「主要電気工作物の損壊事故」が対象となる。定期報告と事故報告の手引きによると、「主要電気工作物の損壊事故」の定義は「主要電気工作物はその損傷、又は破壊により機能を著しく低下し、又は喪失すること」であり、「機能の著しい低下」とは、主要電気工作物を構成する設備の損傷又は破壊により当該電気工作物の属する施設全体として速やかに運転を停止して手直しを行うなどの対応が必要になり、運転が継続できなくなることをいう。

また、「機能の喪失」とは、主要電気工作物を構成する設備が損傷又は破壊する事により主要電気工作物が使用不能となることをいう。

ただし、設計時に経年劣化が予想され、かつ、その損傷が予想された範囲のものであらかじめ決められた期間中にその補修が可能である場合は除く。

c. 軽微な故障報告の基準に基づく報告義務基準

以下のような観点から、報告義務適合性を判断し、違反の有無を調査する。

(1) 基本的な考え方

適用基準は、「原子力発電所における安全確保対策の強化について」(昭和 52 年 3 月 3 日付け大臣通達)であり、ここに掲げている報告徴収範囲か否かを調査する。

(2) 具体的な判断基準

適用する具体的な報告義務基準は、「原子炉の運転に関連する主要な機器に機能低下、又はそのおそれがある故障が生じたとき」となる。

ただし、以下のような軽度な場合は除く。

- ・ 機能低下に至っているが消耗品の取替え等により復旧可能な場合。
- ・ 機能低下に至っていない故障で，事象の進展も明らかにゆるやかで直ちには修理が不要な場合。

無認可，無届工事の有無の確認。

電気事業法施行規則 別表第二の分類に従い，所定の手続(工事計画認可，溶接検査)を踏まずに改造，修理，取替えを行っていないか調査し，適切に許認可を受けているか確認を行う。

国に約束した点検・工事の确实なる実施確認。

事故・故障事例等の水平展開に係る記録の適切性については，国に約束した水平展開の工事が确实に行われたかの観点で確認を行う。

従って，定期検査報告書に記載されている事故・故障事例等の対策及び水平展開実施状況報告書により平成 8 年 8 月 1 日以降運転管理専門官あるいは保安検査官に説明を行っている事故・故障事例等を対象とする。

以上